改正後

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の要件等を定める告示

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号。以下「耐震省令」という。）第二条の国土交通大臣が告示で定める要件等は次のとおりとする。

一　耐震省令第二条第一号及び第二号の国土交通大臣が告示で定める要件は、線区が別表に定める地域内にあり、かつ、次のいずれかに該当することとする。

㈠　一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上であること

㈡　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条に基づく都道府県地域防災計画若しくは同法第四十二条に基づく市町村地域防災計画（以下「市町村地域防災計画」という。）において位置付けられた緊急輸送道路と交差し又は隣接して並走すること

㈢　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第十条に基づく推進計画若しくは市町村地域防災計画において位置付けられた避難路と交差し又は隣接して並走すること

二　耐震省令第二条第一号及び第二号の告示で定める橋りょう及びトンネルは、次に掲げるものとする。

㈠　橋りょう

㈡　開削トンネル

三　耐震省令第二条第三号の国土交通大臣が告示で定める要件は、駅又は停留場が別表に定める地域内にあり、かつ、一日当たりの平均乗降客数が一万人以上であることとする。

四　耐震省令第二条第三号の告示で定める建築物は、次に掲げるもの（停留場に設けられる建築物にあっては、新設軌道に係るものに限る。）とする。

㈠　線路敷地内の運転保安に関する建築物

㈡　こ線橋、プラットホーム上家その他これらに類する建築物（旅客の取扱いに必要なものに限る。）

別表

都道府県名	市町村名
（略）	（略）
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、益子町、壬生町、野木町
（略）	（略）

改正前

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号。以下「耐震省令」という。）第二条の国土交通大臣が告示で定めるものは次のとおりとする。

一　耐震省令第二条第一号及び第二号に規定する線区は、別表に定める地域内に存するものであって、次のいずれかに該当するものとする。

㈠　一日あたりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区

㈡　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条に基づく都道府県地域防災計画若しくは同法第四十二条に基づく市町村地域防災計画（以下「市町村地域防災計画」という。）に位置付けられた緊急輸送道路又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第十条に基づく推進計画若しくは市町村地域防災計画に位置付けられた避難路と交差又は隣接して並走する線区

（新設）

二　耐震省令第二条第一号及び第二号に規定する橋りょう及びトンネルは、次に掲げるものとする。

㈠　橋りょう

㈡　開削トンネル

三　耐震省令第二条第三号で規定する駅又は停留場に設けられる建築物（停留場に設けられる建築物にあっては、新設軌道に係るものに限る。）は、別表に定める地域内に存するものであって、一日あたりの平均乗降客数が一万人以上の駅又は停留場に設置されるもののうち、次に掲げるものとする。

㈠　線路敷地内の運転保安に関する建築物

㈡　こ線橋、プラットホーム上家その他これらに類する建築物（旅客の取扱いに必要なものに限る。）

（新設）

別表

都道府県名	市町村名
（略）	（略）
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、益子町、壬生町、野木町、岩舟町
（略）	（略）